

湘南学院高等学校の部活動に係る活動方針

<方針策定の趣旨> (「国のガイドライン」と県の方針に準拠)

生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点にたち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、スポーツ庁が平成30年3月「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、文化庁が平成30年12月「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(以下、合わせて「国のガイドライン」とする。)を策定した。これに従い、神奈川県教育委員会が平成31年3月に「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」(以下「本方針」)の改訂版を策定し、施行している。

湘南学院高等学校(以下「本校」)は、上記の「国のガイドライン」に則り、「本方針」を参考にし、「学校法人湘南学院高等学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

<部活動の目的>

本校の部活動は、学校教育活動の一環として生徒の自主的、自発的な参加により行われものとする。スポーツや文化及び福祉、科学等に親しみ、学習意欲の向上による達成感や責任感、連帯感の涵養を資するものであり、個々の能力の伸長や良好な人間関係、社会性を養うことを目的とする。

1. 適切な運営のための体制整備

- ① 校長は、本方針に則り「湘南学院高等学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 部活動顧問は、「年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定の大会日程等)」・「活動報告」を作成し、生徒会指導部を経て、校長(管理職)に提出する。
- ③ 校長は、上記①活動方針や②活動計画等を学校のホームページにて公表する。

2. 指導、運営に係る体制の構築

- ① 校長は、円滑に部活動が実施できるように、一定の基準に従い部活動嘱託コーチを任用する。
- ② 校長は、部活動顧問の決定にあたり適切な体制となるように留意する。
- ③ 校長は、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行うとともに、教職員の負担が過度とならないように指導、是正を行う。

3. 適切な指導の実施

- ① 校長は、部活動の顧問・嘱託コーチが、生徒の健康管理、事故防止に努め、体罰やハラスメントが発生しないように指導を徹底する。法人は、円滑に取り組めるように学校保健安全法を踏まえ、適宜に支援及び指導、是正を行う。
- ② 部活動顧問は、生徒の健全な成長の確保の観点から、適切に休養を取らせる。過度

の練習が必ずしも体力、能力の向上につながらないことを正しく理解し、部活動の特性を考慮し、スポ一医・科学的な見地を踏まえ効果的な指導を行う。

- ③ 部活動は、技能や記録の向上、大会等の目標達成に向け、また生涯にわたり、スポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うこと、生徒の心身の調和のとれた発達を促す指導を目的として実施していくものとする。

4. 適切な休養日等の設定

休養日は、年間 52 週として、平日及び週末休各 52 日以上に相当する休養日を、柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末休（週末休は半日休×2も可）に休養日を設定する。

※休養日の考え方

- ① 平日とは放課後の活動を指す。（放課後部活動休養日=1日）
- ② 週末休（土・日、休日等を含む）とは部活動全日休養日を1日とし、半日休養日を0.5日とする。
- ③ 学校長期休業中については、週末休と同様の扱いとする。

<運用方法>

- ・週当たり原則2日以上休養日を設定する。（平日は1日、土曜日及び日曜日（以下「週末休」）は1日以上（半日休0.5×2可）休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・平日とは、授業や学校行事がある日とし、休日とはそれ以外とする。
- ・学校閉鎖又は学校休養日期间は、生徒は休日の休養日とする。（教職員は就業規則に従うものとする。大会等で活動が必要な場合は、校長が許可すれば校外活動ができる。）
- ・平日の活動は原則19時（完全下校19:30）、週末・休日は原則18時（完全下校18:30）終了とする。但し大会前等の理由で延長（1時間程度）する場合は、許可申請書を提出し校長の許可を得る。
- ・高等学校段階の部活動は、年間活動時間が週平均16時間未満で活動することができるので、その範囲内で適切に顧問・嘱託コーチが判断して活動をする。
- ・定期試験の1週間前と試験期間は、学習時間を確保するため、原則部活動は禁止する。但し大会日程が近い場合は、試験1週間前と試験中は、全学年の試験終了時より1時間程度の活動許可申請書を提出し校長の許可を得る。

5. 部活動の環境整備

- ①校長は、地域や関係団体、保護者とも連携した部活動となるように配慮する。
- ②部活動顧問は、生徒の多様なニーズに対応できる部活動になるように、配慮をする。

6. 運用と見直し

この方針の運用細則は別に定める。なおこの方針は必要に応じて見直しを行う。

以上

※付則 この方針は令和元年6月1日より施行する。